

平成30年度 第7回あさぎり町農業委員会総会議事録

招集年月日	平成30年9月10日(月)					
招集の場所	あさぎり町役場2F大会議室					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成30年9月10日 午後1時30分			会長	杉下 和治
	閉会	平成30年9月10日 午後2時35分			会長	杉下 和治
応(不応)招委員 及び出席並びに	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
欠席委員 出席 24名 欠席 2名 ○(出席) ×(欠席) △(遅刻)	1	深松 守	○	14	的射場 洋一	×
	2	橋口 丈一	○	15	石山 孝史郎	○
	3	中村 金一	×	16	落合 武士	○
	4	村田 新一	○	17	井手 久美子	○
	5	吉田 利明	△	18	廣瀬 孝喜	○
	6	城本 康志	○	19	樫木 徹郎	○
	7	藤本 勇二	○	20	濱田 定武	○
	8	松本 廣幸	○	21	宮原 久子	○
	9	上野 勇一郎	○	22	福永 高嗣	○
	10	恒松 純生	○	23	林田 樞臣	○
	11	豊永 安茂	○	24	平川 勇	○
	12	田崎 洋一郎	○	25	重信 洋一	○
	13	多田 喜一郎	○	26	杉下 和治	○
議事録署名委員	11番 豊永 安茂 12番 田崎 洋一郎					
出席した 農業委員会職員	事務局長 船津宏 課長補佐 山本祐二 参事 大岩亜記					
議 事 日 程	日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 報告第2号 許可不要転用届について 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 日程第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 日程第7 議案第4号 農地利用集積計画(第8回)の決定について 日程第8 議案第5号 農地利用最適化推進に関する指針の策定について					

開会午後1時30分

- 農業委員会事務局長（船津 宏君） それでは開会いたしますので、御起立ください。礼。
- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） 皆さんこんにちは。先月は総会を欠席しまして、申し訳ありませんでした。青森の方の研修先を見つけてきましたので、もし来年の候補に上がればいいなと思いますので、よろしくお願いします。それではただいまより、会議を開きます。ただいまの出席委員は24名です。的射場委員と中村委員より、欠席届が出ております。あさぎり町農業委員会第7回総会を開会いたします。ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名委員の指名

- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。本会議の会議録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、11番豊永安茂委員、12番田崎洋一郎委員を指名いたします。

日程第2 報告第1号

- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による、通知についての報告を行います。事務局の報告を求めます。
- 農業振興課課長補佐（山本 祐二君） はい、それでは報告いたします。資料2ページ目左側をご覧ください。今回は、3件の合意解約となっております。解約理由について、申請番号56番が所有権移転のため、57番、58番が一時転用のためとなっております。以上、報告を終わります。

日程第3 報告第2号

- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第3、報告第2号、許可不要転用届についての報告を行います。事務局の報告を求めます。
- 農業委員会事務局長（船津 宏君） はい、許可不要転用届1件について報告いたします。資料は2ページ右側から、4ページ左側までになります。申請番号5番について、町内の個人の方で地目現況は田、一筆で、面積は395㎡のうち60㎡。3ページ右側地図にありますように、田の東側に北側の田への搬入路として使用するものです。現地は開墾地区集落の北側、主要地方道多良木相良線のあさぎりホームから、南に約500メートルの場所に位置します。申請地の北側農地への通路が西側に一部あるものの、高低差があり溝などもあるために、農機具等の搬入が困難なため、今回東側一部を転用して、搬入路とするものです。周囲への影響等はないと考えられ、60㎡であることから許可不要と判断いたします。以上、報告を終わります。

日程第4 議案第1号

- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 農業委員会事務局長（船津 宏君） はい、農地法第3条の許可申請について説明いたします。資料は4ページ右側からになります。今回は、所有権移転1件の審議をお願いいたします。申請番号13番ですが、資料5ページから9ページ左側にかけて、譲渡人、譲受人はともに町内の個人の方です。7月に申請地の一部を許可不要届を出されており、ヤギ飼育の簡易な小屋を設置されています。移転する土地としましては一筆で、地目は台帳・現況ともに田。面積が1,547㎡となっております。移転する契約としましては所有権移転で、反当たり65万円です。譲受人は、申請地の一部をヤギの飼育小屋、残地をヤギ飼育の放牧地として使用される予定です。以上、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。審議方よろしく願いいたします。
- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班第5班の現地調査がありましたので、申請番号13番については、2番委員の橋口委員より、報告をお願いします。

○2番委員（橋口 丈一君） はい、報告します。資料は4ページの右から、9ページの左まででございます。譲渡人と譲受人は、同じ地区の方でございます。所在地はですね旧深田中学校、この南側です。球磨川とのちょうど中間地点に、面積が1,547㎡の長い田んぼがございます。そこに規模拡大ということで、ヤギの飼育をされております。簡易な小屋が作ってあるようでしたので、もうヤギもかなり入っておりました。譲受人の方は非常に、菖蒲祭りの関係のときもですね、ヤギを菖蒲のところまで連れて行って子供たちに触らせたりしているような、非常に献身的なやる気のある方です。年は73歳ですが、非常に頑張っていると思います。そういうことで、審議方よろしくお願ひしたいと思います。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 議案第1号、農地法第3条の規定による、許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号13番の案件について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。これから、申請番号13番の案件について、採決します。許可することに、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号13番の案件については、許可することに、決定しました。

日程第5 議案第2号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第5、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを、議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） はい、農地法第4条の許可申請について説明をいたします。資料は9ページの右側からになります。今回は2件の審議をお願いいたします。申請番号1番ですが、資料は10ページから13ページになります。申請者は町内の個人の方で、転用する土地としましては、一筆で、地目現況ともに田です。転用面積が、3,012㎡のうち358㎡となっております。転用する目的としましては、堆肥舎と用土置き場です。申請地は農業振興地域整備計画の農用地区域内で、11ページに大きな地図と、それから12ページに拡大した地図があります通り、申請地の東側の一部を、農業用施設用地としての変更届を、今年の11月に済まされております。12ページ右側の始末書にありますように、既設の設備でありまして、昭和62年8月にですね農地法等の法的な知識がなく、当時設置してしまったとの経緯があります。盛り土造成して、コンクリート張りの上に堆肥舎の骨組みもつくられて、今も骨組みは残っておるところです。イチゴ生産のための用土の調整と、堆肥置き場として使用しているということです。農用地の変更届等の手続も済まされておりますので、審議方よろしくお願ひいたします。以上で説明終わります。次に、申請番号2番ですが、資料は14ページから21ページの資料になります。申請者は町内の個人の方で、転用する土地としましては、2筆あります。地目は、台帳・現況ともに田で、面積が合計で、2,517㎡の転用となっております。転用する目的は、太陽光発電施設設置によるものです。申請地は農用地区域外で、16ページの図面にありますように、県道であります主要地方道多良木相良線の沿道で、その周囲を宅地に囲まれた、生産性の低い第2種農地に該当します。申請人は、地球温暖化防止対策の一つとして、再生可能エネルギー事業で貢献したいとの意向で、周囲の農地への影響もなく、申請に必要な関係書類も添付されており、許可相当相当と判断しました。以上で説明終わります。審議方よろしくお願ひいたします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班第5班の現地調査がありましたので、まず、申請番号1番については、13番委員の多田委員、申請番号2番については、8番委員の松本委員より報告をお願いします。

○13番委員（多田 喜一郎君） ページはですね、私のほうの説明はずっとありましたけど、地図としては、11ページですね。大きな地図であります、深田の古町橋を渡って、左に行ったところですね。大きな地図は12ページに、記してあります。右側のほうがですね、作ってあると。今説明ありましたように、昭和62年にもう既に造ってあるわけですね。それがこの始末書によれば、そういう知識がなかったために、許可は必要ないというふうに、考えてしまってたということで、今後このようなことがないように注意します。ということで始末書が出てます。これはだからその右13ページに、農業振興地域整備計画ですね、これの変更届けが出されて、昨年1月に一応その申請が出されてですね、これが届出が許可をされているというところがあります。それに基づいて、今回、この変更手続が出されたところです。非常にこんなのがですね遅れるということそのものが、正しい事ではありませんけども、遅ればせながら始末書を添えて、許可申請をお願いしたいということが来ましたので、こういうふうに調査しましたが、今のところ相当周りの田んぼにも、特別に御迷惑かけるような状況にはなっていない、というふうに考えられますので、適当かというふうに思います。審議方よろしくお願いたします。以上です。

○8番委員（松本 廣幸君） 8番の松本です。議案2号の2番について説明します。ページは9ページと、14ページから21ページになります。場所は、ページ16のところにありますけど、岡原熊野地区になります。南稜高校前の県道多良木相良線を多良木奥野の方面へ行きますと、球磨設備が左側にありまして、その手前県道右側になります。県道沿いですね。田の現況はコシヒカリを刈った後に代あけをして、整地してありました。周りの状況は、調査書にも書いてありましてとおり、県道や宅地に囲まれていて、田畑への影響はないと思われまます。審議方よろしくお願いたします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 農地法第4条の規定による、許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。まず、申請番号1番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。これから、申請番号1番の案件について採決します。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって許可することに、決定しました。次に、申請番号2番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

○12番委員（田崎 洋一郎君） 12番田崎です。太陽光設置されるということですが、少し前まで太陽光といえば、山間地のあたりであるのが普通だったんですが、今宅地の真ん中に、結構ありますが、周りの宅地に対しての、配慮というか、例えば光の反射の害とかいうのはちゃんと考慮されてるんですか。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） えーとですね、農業委員会の転用の案件としてはですね、農用地区域その農地が転用した場合に、第1種農地となる場合には、太陽光の設置はできないということになってるんですが、第2種もしくは第3種農地の場合には、太陽光設備の設置が可能と田畑への影響がない、という判断は行うところなんですけれども、転用した後にですね、太陽光設備が宅地とか周りの田畑でないところへ対する影響ってということに関しては、農業委員会の転用の基準としては、特段その御心配のようなどころについて、指導ができる機関ではないことになるので、あとはその転用される方と、それからその事業を実施される事業者、今回の場合はソーラーの方の事業者さんですかね。設置事業者さん、そちらの方と十分協議をして頂いて、後の対応をして頂くということになるかと思っております。現地調査のときにもですね、今の御心配の声がありましたので、転用の手続を、許可証をですね発行するときに、所有者さん、本人さんにその意見があったということは、一応申し添えはしたいと思っております。

○12番委員（田崎 洋一郎君） はい、分かりました。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） ただいま吉田委員が、来られました。ほかにありませんか。
（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。これから、申請番号2番の案件について採決します。許可することに賛成の方の挙手を求めます。
（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号2番の案件については、許可することに決定しました。

日程第6 議案第3号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第6、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） 資料は、22ページからになります。まず、申請番号9番ですが、資料は22ページ右側から31ページの左側にかけてになります。譲り渡し人、譲受人は、ともに町内の個人の方で、転用する土地としましては一筆、地目は、台帳・現況ともに畑で、転用面積が2,769㎡となっております。場所は、28ページの右側に1万分の1の地図をつけておりまして、その右側29ページに、拡大したものを載せております。ここの2886の13ですね。この申請建物と書いてあるところに、畜舎を建設されまして、残りの用地については、サイロの置き場或いは放牧地として利用の予定となっております。申請地については、28ページの地図でもわかりますように、農業振興地域整備計画の農用地区域内ですが、31ページの左側にあります通り、農業用施設用地としての届け出を既に済ませてありまして、申請地の北側に牛舎を建築して、施設の排水等については、先ほどの29ページの地図にありますように、施設内排水は農地への還元、雨水の排水は、自然還元と配水路設置U字溝を西側と北側に設置をして、東側にある用水路のほうに排水、ということになっております。悪臭やハエ等の対策も十分な対応を行い、周囲への影響がないように配慮するという事です。この排水で書いてあるのは、雨水のみということですので御理解ください。ということで許可相当と判断をしております。次に、申請番号10番ですが、31ページ右側から46ページになります。譲り渡し人は町内の個人の方、譲受人は郡内の法人建設会社さんです。32ページの右側に、砂利採取の事業計画書を載せておりますけれども、砂利採取による一時転用でありまして、砂利採取につきましては1年間の賃貸借と、一部搬入路の一時転用も含まれておりますけれども、搬入路の方につきましては6ヶ月の使用貸借となっております。転用する土地としましては6筆で、地目は台帳・現況とも田となっております。転用面積は6,269.14㎡となっております。資料がですね、33ページから34ページの左側にかけてが賃貸借契約書、それから34ページ右側が砂利採取に関する町の意見書、35ページが錦町土地改良区木上溝ですかね、の意見書。それから35ページが、農用地区域内の証明と、36ページが建設会社さんの法人の履歴事項、それから定款の一部抜粋をつけております。36ページ右側の印紙が張ってある写しですね、最終計画認可申請書。こちらがですね、砂利採取に関しては熊本県のほうに直接砂利採取の認可申請が必要ですので、ここから37ページ、38ページ、42ページまでですね。が、県の方に提出されている砂利採取認可申請書の写しとなっております。44ページの地図を見ていただきまして、44ページの地図に砂利採取予定地と書いておりますけれども、今回の申請地での砂利採取を、1年間行って半年後には、この予定地の北側、搬入路と書いてあるところあたりの、ここが2筆あるんですけども、こちらも砂利採取の予定がありまして、その際には、半年後に同様の一時転用の申請がなされる予定となっております。このため、砂利採取予定については賃借なんですけれども、搬入路の部分については、半年後に砂利採取で賃借されるために、搬入路部分については今回は無償貸借での一時転用ということとなっております。申請地につきましては、農業振興地域整備計画の農用地区域内にありますけれども、砂利採取

及び土壌改良による一時転用であること。それから、周辺農地への影響も十分に配慮されていることから、許可相当と判断しております。以上で説明終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班第5班の現地調査がありましたので、まず、申請番号9番について、2番委員の橋口委員。申請番号10番については、13番委員の多田委員より報告をお願いします。

○2番委員（橋口 丈一君） はい、橋口です。資料は、22ページから31ページまでです。場所はですね、上地区のもと養豚団地がありました。そこの道を隔てた西側一帯です。現況は畑で、親子による使用賃貸ということで、2,769㎡のうちの388㎡が、牛舎を建設するというごさいます。この回りはですね、ほとんどこの方の所有地のごさいますので、特別に臭気とかなんかで、迷惑をかけるということはないかと思いました。審議方よろしくお願ひいたします。

○13番委員（多田 喜一郎君） 13番多田です。申請番号2番について御説明いたします。大量の説明が、地図がありますので、様式が。31ページから40ページ、46ページまでなりますけど、場所は、もう今に言われましたように44ページ45ページで、明らかになりますように、深田中学校のすぐそば、元深田中学校のすぐそばです。搬入路がないもんだからですね、ちょっと狭くて。ここで仮の搬入路を作って、この砂利採取場、3件分の6筆ですかね、6筆になります。砂利を採取するというごさ申請が出されてますけども、回りの状況から見て迷惑をかけないようにするということですね、申請も上がってまして。この近くでも大体砂利が大分出て私のところも、すぐ近くだったんですが、万全な体制をとってから、砂利採取が毎回行われてますので、この通りに行っていたいただければ問題ないのかなというふうに思っております。以上、審議方よろしくお願ひいたします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についての、説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号9番の案件について、質疑を行います。質疑ありませんか。

○19番委員（縦木 徹郎君） ちょっとお尋ねしますけれども、既存の水路にですね、排水工をつなぐというのは、計画だと思えますけれども、このよくあるんですけども、どうしてもですね、雨が降ったりとかいろいろあったときにですね、のこくずが流れ込んだりとか、ただ雨水だけっていう説明でしょうけれども、実際はですね、やはりそういうことでいろんな下流の田畑に、そういう畜舎からの鋸屑が流れ込んだりとか、堆肥の汁が流れ込んだりという、ちょっと苦情が出ております。聞いています。そういうことでですね、こちらの建物に関してはですね、排水工も設けてない訳ですよ。たまたま、今度の申請地が重なる、近くということで真ん中に溝を引かれるようですけども、水路にですね繋いでいいものかどうかですね、お尋ねしたいと思ひます。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） 補足ですが、25ページにですね左側事業計画書の5番の、給排水計画というのを掲載をしております。この5. 給配水計画の2番目から排水関係について記載があるんですけども、基本的に施設の排水については、バキュームにより農地に還元をします。それから、育成舎につきましては、わら、鋸屑を敷いて堆肥舎に一時貯留をし、農地に還元。ですが、ほかの施設、敷地に流出がないように管理をして、その分がU字溝を通して、排水路のほうに流すというふうな説明というか、解釈をしております。ですので、今、御指摘の施設の中の排水については、基本的には、バキュームをしたり一時貯留をしたりして、堆肥舎とか、自然還元というか、農地のほうに還元をして行うという考え方は、持っておられるっていうことですので、一応、補足としては、そこまでお話をさせていただきます。

○19番委員（縦木 徹郎君） これ要するに用水路にですねつなぐということは、ちょっとこうひかかるんですけども。下には田畑があるんですよ。西の方にそのまま流すというか、畑の方に自然水が流れていきよったでしょう、今までは。それではいかんとですか。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） すいません。総会を止めて、全員協議会に変えて行きます。
＜全員協議会へ切り替え＞

＜本会議にもどる＞

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 全員協議会を本会議に戻します。申請番号9番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。それでは、申請番号9番の案件について、採決をいたします。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。続きまして、申請番号10番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） 補足ですけれども、この案件につきましては砂利採取ということと、3,000㎡以上の審議案件ということで、今回、許可を頂きますと県の方に上げまして、9月20日の熊本県の方の常設会議で、再度審議があるっていうことは申し添えておきます。砂利採取の方ですね。以上です。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。これから申請番号10番の案件について採決します。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号10番の案件については、許可することに決定しました。

日程第7 議案第4号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 議案第4号、農用地利用集積計画第9回についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業振興課課長補佐（山本 祐二君） はい。それでは、利用権設定に係る分について説明いたします。資料は48ページからごらんください。申請番号316番、317番は、期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。申請番号318番は、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。申請番号319番は、新規の賃貸借権の設定です。申請番号320番、321番は、期間満了に伴う転貸による賃貸借権の再設定です。申請番号322番は、新規の農地中間管理事業による、貸借設定です。続きまして、所有権移転に係る分について説明します。資料は49ページです。申請番号54番、55番は、相手方の要望により、熊本県の農業公社が買い入れするものです。申請番号56番、57番は、公社が買い入れた土地を売り渡すものです。次に、売買価格です。申請番号54番の買い入れ価格は、10アール当たり80万円です。申請番号55番の買い入れ価格は、10アール当たり66万6,667円です。申請番号56番の買い入れ価格は、10アール当たり71万4,000円です。申請番号57番の買い入れ価格は10アール当たり、27万9,028円です。以上の件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。50ページから53ページにかけて、申請地位置図、利用権設定等状況一覧表と農用地利用集積計画総括表を載せております。なお、申請地図は54番、55番農地のみ掲載しております。以上、説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 議案第4号、農用地利用集積計画第9回についての説明が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。これから議案第4号、農地を利用集積計画、括弧第9回について採決します。本案は原案のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。全員賛成です。全員賛成ですので、したがって本案は原案のとおり決定しました。

日程第8 議案第5号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 続きまして、議案第5号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） はい、資料は54ページからになります。総会の通知の際にはですね、議案第4号までしか考えてなかったんですけども、この議案第5号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定、がですね、9月中に策定をするということで、県の方に報告をしておりましたことと、これを策定をしないと農地利用最適化交付金の交付条件としないというものがありましたので、先々月からですね、54ページから掲載しておりますあさぎり町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針ということで、案をお示ししておいたところです。文章等については、以前説明したとおりとなっております、一応確認ですけども、54ページ右側から、具体的な目標と推進方向について、新たな農業委員会での農地利用最適化の推進については、三つの大きな施策といいますか、業務が求められております。最初が1番の遊休農地の発生防止解消について、それから2番目が農地利用の集積集約化について、が55ページですね、それから3番目が、56ページにあります3. 新規参入の促進についてということです。文章について、それから表の中の数値について前々回だったかと思っておりますけれども、御説明をしていると思います。54ページの右上、遊休農地の解消目標については、現在遊休農地面積が20.1ヘクタールのところを、この指針上での数値としては、35年にはゼロとするという全国目標がある関係で、これにあわせて、5年後をゼロ、3年後をその半分程度の数値ということで、こういうデータを入れているということを御理解ください。あくまで目標です。続いて55ページの表についてですけども、担い手への農地利用集積目標についても、現状のデータは30年3月のものですが、農林水産業地域の活力創造プランの政策目標で、集積率を80%にしたいというものがあるので、現況の71.23%を80にするには、こういう数値の目標を掲げますということで、あくまで指針上のものであります。下の担い手の育成・確保の数値についても同様の考え方、それから56ページの新規参入者数の個人・法人の数値についても、そのような考え方で、あくまで指針目標として、このような数値を入れているということを御理解いただきまして、今回、県の方に報告するこの最適化の推進に関する指針については、御審議の上、御承認いただいて、県のほうに報告の運びとしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。これから、議案第5号の農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について採決します。賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。
これで本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。平成30年度あさぎり町農業委員会第7回総会
を閉会いたします。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） 起立願います。礼。

閉会 午後2時35分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名・押印する。

平成 年 月 日

あさぎり町農業委員会 会長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 11番 豊永 安茂

あさぎり町農業委員会 署名委員 12番 田崎 洋一郎